

市議会令和4年第4回定例会

# 議案及び議案資料

議案第1号～議案第16号

(第1集)

柏市

## 目 次

議案第 1 号	柏市議会議員及び柏市長の選挙公費負担条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第 1 号資料	柏市議会議員及び柏市長の選挙公費負担条例の一部を改正する条例について	3
議案第 2 号	柏市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第 2 号資料	柏市行政組織条例の一部を改正する条例について	7
議案第 3 号	柏市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について	9
議案第 3 号資料	柏市個人情報保護に関する法律施行条例について	17
議案第 4 号	柏市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	21
議案第 4 号資料	柏市職員定数条例の一部を改正する条例について	23
議案第 5 号	「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（（仮称）柏北部東地区新設小学校建設工事（校舎棟）建築工事）	25
議案第 5 号資料	「工事の請負契約の締結について」の一部変更（（仮称）柏北部東地区新設小学校建設工事（校舎棟）建築工事）関係	27
議案第 6 号	「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（（仮称）柏北部東地区新設小学校建設工事（体育館棟）建築工事）	29
議案第 6 号資料	「工事の請負契約の締結について」の一部変更（（仮称）柏北部東地区新設小学校建設工事（体育館棟）建築工事）関係	31
議案第 7 号	指定管理者の指定について	33
議案第 7 号資料	指定管理者の指定（柏市民文化会館及びアミューゼ柏）関係	35
議案第 8 号	指定管理者の指定について	37

議案第 8 号資料	指定管理者の指定（柏市立柏病院及び柏市立 介護老人保健施設はみんぐ）関係	3 9
議案第 9 号	指定管理者の指定について	4 1
議案第 9 号資料	指定管理者の指定（老人福祉センター）関係	4 3
議案第 10 号	指定管理者の指定について	4 5
議案第 10 号資料	指定管理者の指定（柏市市営駐車場）関係	4 7
議案第 11 号	財産の取得について（防災非常用蓄電池及び ソーラーパネル）	4 9
議案第 11 号資料	財産（防災非常用蓄電池及びソーラーパネル） 取得関係	5 1
議案第 12 号	財産の取得について（モバイルワーク用パソ コン）	5 5
議案第 12 号資料	財産（モバイルワーク用パソコン）取得関係	5 7
議案第 13 号	財産の取得について（柏市立柏高等学校生徒 用・教職員用タブレット端末等）	6 1
議案第 13 号資料	財産（柏市立柏高等学校生徒用・教職員用タ ブレット端末等）取得関係	6 3
議案第 14 号	和解について	6 5
議案第 14 号資料	和解関係	6 9
議案第 15 号	和解について	7 1
議案第 15 号資料	和解関係	7 5
議案第 16 号	和解について	7 7
議案第 16 号資料	和解関係	7 9



柏市議会議員及び柏市長の選挙公費負担条例の一部を改正する条例の制定について

柏市議会議員及び柏市長の選挙公費負担条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 5 日 提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

公職選挙法施行令の改正に伴い、柏市議会議員及び柏市長の選挙における選挙運動の費用の公費負担に係る限度額を改めたいので提案する。

## 柏市条例第 号

### 柏市議会議員及び柏市長の選挙公費負担条例の一部を改正する条例

柏市議会議員及び柏市長の選挙公費負担条例（平成5年柏市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第5条の2前段中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第5条の4中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第8条中「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の柏市議会議員及び柏市長の選挙公費負担条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第1号資料

柏市議会議員及び柏市長の選挙公費負担条例の一部を改正する条例について

柏市議会議員及び柏市長の選挙公費負担条例（平成5年柏市条例第26号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 本市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、その者に対して支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対して支払うべき金額(当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算し、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p> <p>ウ 略</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担)</p> <p>第5条の2 候補者は、<u>7円51銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 本市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、その者に対して支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対して支払うべき金額(当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算し、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p> <p>ウ 略</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担)</p> <p>第5条の2 候補者は、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙</p>

運動用ビラを無料で作成することができる。この場合において、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第5条の4 本市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第5条の2後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、その者に対して支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 本市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、27円50銭に当該選挙のポスター掲示場の数から500を減じて得た数を乗じて得た金額に573,030円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、その者に対して支払う。

運動用ビラを無料で作成することができる。この場合において、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第5条の4 本市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第5条の2後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、その者に対して支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 本市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、28円35銭に当該選挙のポスター掲示場の数から500を減じて得た数を乗じて得た金額に586,905円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、その者に対して支払う。



柏市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

柏市行政組織条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 5 日 提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

効果的かつ効率的な行政運営を推進し，及び市民に対するサービスの向上を図るため，組織の一部を改めたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市行政組織条例の一部を改正する条例

柏市行政組織条例（昭和41年柏市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「及び保健所」を削り、同条第7号中「保健福祉部」を「健康医療部」に改め、同条第8号中「保健所」を「福祉部」に改める。

第2条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「及び保健所」を削り、同条第6号オ及びカを削り、同条第7号中「保健福祉部」を「健康医療部」に改め、同号ア中「保健・福祉・医療」を「保健・医療・介護」に改め、同号エ及びオを次のように改める。

エ 国民健康保険に関すること。

オ 国民年金に関すること。

第2条第7号に次のように加える。

カ 保健所に関すること。

第2条第8号を次のように改める。

(8) 福祉部

ア 福祉に係る施策に関すること。

イ 障害者福祉に関すること。

ウ 生活支援に関すること。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第2号資料

柏市行政組織条例の一部を改正する条例について

柏市行政組織条例（昭和41年柏市条例第18号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(部及び保健所の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び保健所を置く。</p> <p>(1)から(6)まで 略</p> <p>(7) <u>保健福祉部</u></p> <p>(8) <u>保健所</u></p> <p>(9)から(13)まで 略</p> <p>(部及び保健所の分掌事務)</p> <p>第2条 <u>部及び保健所の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)から(5)まで 略</p> <p>(6) 市民生活部 アからエまで 略 <u>オ 国民健康保険に関すること。</u> <u>カ 国民年金に関すること。</u></p> <p>(7) <u>保健福祉部</u> ア <u>保健・福祉・医療に係る施策に関すること。</u> イ及びウ 略 <u>エ 障害者福祉に関すること。</u> <u>オ 生活支援に関すること。</u></p> <p>(8) <u>保健所</u> <u>保健所に関すること。</u></p> <p>(9)から(13)まで 略</p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1)から(6)まで 略</p> <p>(7) <u>健康医療部</u></p> <p>(8) <u>福祉部</u></p> <p>(9)から(13)まで 略</p> <p>(部の分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(5)まで 略</p> <p>(6) 市民生活部 アからエまで 略</p> <p>(7) <u>健康医療部</u> ア <u>保健・医療・介護に係る施策に関すること。</u> イ及びウ 略 <u>エ 国民健康保険に関すること。</u> <u>オ 国民年金に関すること。</u> <u>カ 保健所に関すること。</u></p> <p>(8) <u>福祉部</u> ア <u>福祉に係る施策に関すること。</u> イ <u>障害者福祉に関すること。</u> ウ <u>生活支援に関すること。</u></p> <p>(9)から(13)まで 略</p>



柏市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

柏市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 5 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い，同法の施行に関し必要な事項を定めたいので提案する。

柏市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

(条例個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第3条 市の機関（市長，教育委員会，選挙管理委員会，監査委員，農業委員会，固定資産評価審査委員会，公営企業管理者及び消防長をいう。以下同じ。）は、個人情報ファイル（法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイルに限る。）について、個人情報ファイル簿とは別に、それぞれ同条第1項第1号から第7号まで，第9号及び第10号並びに令第21条第6項に掲げる事項を記載した帳簿（以下「条例個人情報ファイル簿」という。）を作成し，公表しなければならない。

2 前項の規定は，次に掲げる個人情報ファイルについては，適用しない。

(1) 法第74条第2項第1号から第8号まで及び第10号に掲げる個人情報ファイル

(2) 前項又は法第75条第1項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって，その利用目的，記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 法第60条第2項第2号に係る個人情報ファイルで，その利用目的及び記録範囲が前項又は法第75条第1項の規定による公表に係る法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるもの

3 第1項の規定にかかわらず，市の機関は，記録項目の一部若しくは法第74条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を条例個人情報ファイル簿に記載し，又は個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載することにより，利用目的に係る事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは，その記録項目の一部若しくは事項を記載せず，又はその個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

（開示請求の手續）

第4条 開示請求書には，法第77条第1項各号に掲げる事項のほか，市の機関が定める事項を記載しなければならない。

（開示情報）

第5条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは，柏市情報公開条例（平成12年柏市条例第4号）第7条第2号ウに掲げる情報のうち，当該公務員等の氏名に係る部分とする。

（開示決定等の期限）

第6条 開示決定等は，開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし，法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては，当該補正に要した日数は，当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず，市の機関は，事務処理上の困難その他正当な理由があるときは，同項に規定する期間を30日以内限り延長することができる。この場合において，市の機関は，開示請求者に対し，遅滞なく，延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第7条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため，開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には，前条の規定にかかわらず，市の機関は，開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし，残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定

等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(費用負担)

第8条 保有個人情報の開示請求に係る手数料は、徴収しない。

2 開示決定に基づく保有個人情報の開示に係る文書又は図画の写しの交付を受ける者は、市の機関が定める額の当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

3 開示決定に基づく保有個人情報の開示に係る電磁的記録の開示を受ける者は、当該電磁的記録の種別に応じ、市の機関が定める開示の実施の方法ごとに市の機関が定める額の当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

(審議会への諮問)

第9条 市の機関は、法第3章第3節の施策を講じる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例（平成16年柏市条例第12号）第1条に規定する柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講じる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の機関が別に定める。

附 則

(施行期日)



- 1 この条例は，令和5年4月1日から施行する。  
(柏市個人情報保護条例の廃止)
- 2 柏市個人情報保護条例（平成16年柏市条例第11号。以下「旧条例」という。）は，廃止する。  
(経過措置)
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第16条，第32条又は第40条の規定による請求（以下「旧開示請求等」という。）がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示，訂正及び利用停止その他の行為については，なお従前の例による。
- 4 施行日前にされた旧開示請求等に係る旧条例第46条の規定の適用については，なお従前の例による。
- 5 施行日前にした行為に対する罰則の適用については，なお従前の例による。
- 6 次に掲げる者に係る旧条例第10条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ，又は不当な目的に利用してはならない義務については，この条例の施行後も，なお従前の例による。
  - (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者のうち，施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
  - (2) 施行日前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
  - (3) 施行日前において指定管理者が行う公の施設の管理に係る業務に従事していた者
- 7 次に掲げる者が，正当な理由がないのに，施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4項に規定する個人情報データベース（その全部又は一部を複製し，又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは，2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者

(2) 前項第2号に掲げる者

8 附則第6項第3号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において指定管理者が保有していた個人の秘密に属する事項が記録されたデータベース（旧個人情報を含む情報の集合物のうち、当該公の施設の管理に係る特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときも、前項と同様とする。

9 附則第7項各号に掲げる者又は前項に規定する者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関又は指定管理者が保有していた旧条例第2条第3項に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

10 前3項の規定は、本市外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

（柏市情報公開条例の一部改正）

11 柏市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「柏市個人情報保護条例（平成16年柏市条例第11号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第1項」に、「同条例」を「同法」に改める。

（柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正）

12 柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「柏市個人情報保護条例（平成16年柏市条例第11号）第47条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「柏市個人情報保護条例第2条第1項に規定する実施機関（以下「個人情

報保護実施機関」という。)の」を「柏市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年柏市条例第 号）第3条第1項に規定する市の機関（以下「個人情報保護実施機関」という。）による同条例第9条の規定による」に改め、同号を同条第2号とし、同条中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第6条第1項及び第6条の2第1項中「第2条第6号」を「第2条第5号」に改める。

第7条第4項中「第5号」を「第4号」に改める。

第8条第1項前段中「柏市個人情報保護条例第23条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第78条第1項第4号」に、「同条例第36条第1項」を「同法第94条第1項」に、「同条例第44条第1項」を「同法第102条第1項」に、「柏市個人情報保護条例第52条」を「同法第127条」に、「柏市個人情報保護条例第2条第3項」を「同法第60条第1項」に改める。

第13条及び第14条ただし書中「第6号」を「第5号」に改める。

（柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正に伴う経過措置）

- 13 施行日前に旧条例第47条第1項の規定による諮問がされた場合における当該諮問に係る調査審議については、なお従前の例による。



議案第3号資料

柏市個人情報の保護に関する法律施行条例について

柏市情報公開条例（平成12年柏市条例第4号）新旧対照表（附則第11項関係）

改正前	改正後
<p>(法令等による開示の実施との調整)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 自己を本人とする保有個人情報(柏市個人情報保護条例(平成16年柏市条例第11号)第2条第3項に規定する保有個人情報をいう。)の当該本人からの開示請求については同条例によるものとし、この条例は適用しない。</p>	<p>(法令等による開示の実施との調整)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 自己を本人とする保有個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。)の当該本人からの開示請求については同法によるものとし、この条例は適用しない。</p>

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例（平成16年柏市条例第12号）新旧対照表（附則第12項関係）

改正前	改正後
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 柏市情報公開条例(平成12年柏市条例第4号)第19条第1項又は柏市個人情報保護条例(平成16年柏市条例第11号)第47条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。</p> <p>(2) <u>柏市個人情報保護条例に基づきその権限に属させられた事項について調査審議すること。</u></p> <p>(3) 柏市情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関(以下「情報公開実施機関」という。)の諮問に応じ情報公開制度その他情報公開に関する重要な事項について又は柏市個人情報保護条例第2条第1項に規定する実施機関(以下「個人情報保護実施機関」という。)の諮問に応じ個人情報保護制度その他個人情報保護に関する重要な事項について調査審議すること。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(部会)</p> <p>第6条 審議会は、その所掌事務(第2条第6号に掲げる所掌事務を除く。)を分掌させるため、その指名する委員5人以上をもって構成する部会を置くことができる。</p> <p>2から5まで 略</p> <p>(合議体)</p> <p>第6条の2 審議会は、第2条第6号に掲げる所掌事務を分掌させるため、その指名する委員3人</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 柏市情報公開条例(平成12年柏市条例第4号)第19条第1項又は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。</p> <p>(2) 柏市情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関(以下「情報公開実施機関」という。)の諮問に応じ情報公開制度その他情報公開に関する重要な事項について又は柏市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年柏市条例第 号)第3条第1項に規定する市の機関(以下「個人情報保護実施機関」という。)による同条例第9条の規定による諮問に応じ個人情報保護制度その他個人情報保護に関する重要な事項について調査審議すること。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(部会)</p> <p>第6条 審議会は、その所掌事務(第2条第5号に掲げる所掌事務を除く。)を分掌させるため、その指名する委員5人以上をもって構成する部会を置くことができる。</p> <p>2から5まで 略</p> <p>(合議体)</p> <p>第6条の2 審議会は、第2条第5号に掲げる所掌事務を分掌させるため、その指名する委員3人</p>

をもって構成する合議体を置くことができる。

## 2 略

(議事)

### 第7条 略

#### 2及び3 略

4 前2項の規定にかかわらず、感染症のまん延の防止の必要その他のやむを得ない事情があると会長が認めるときは、委員に議事(第2条第2号から第5号までの規定に係るものに限る。)に係る意見を求め、その半数以上から意見書の提出があった場合に限り、会長の決定をもって会議の議決に代えることができる。

#### 5及び6 略

(審議会の調査権限)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、処分庁等(柏市情報公開条例第11条第1項に規定する開示決定等(以下「情報開示決定等」という。))をした情報公開実施機関若しくは柏市個人情報保護条例第23条第1項に規定する開示決定等、同条例第36条第1項に規定する訂正決定等若しくは同条例第44条第1項に規定する利用停止決定等(以下「個人情報開示等決定等」という。))をした個人情報保護実施機関又は柏市情報公開条例第6条第1項に規定する開示請求に係る不作為(当該開示請求に対し何らの処分をもしないことをいう。))に係る情報公開実施機関若しくは柏市個人情報保護条例第52条に規定する開示請求等に係る不作為(当該開示請求等に対し何らの処分をもしないことをいう。))に係る個人情報保護実施機関をいう。以下同じ。)に対し、情報開示決定等に係る公文書(柏市情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。)又は個人情報開示等決定等に係る保有個人情報(柏市個人情報保護条例第2条第3項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

#### 2から4まで 略

(意見の聴取等)

第13条 審議会(第6条第1項の規定により置かれる部会にその所掌事務を分掌させる場合にあつては、部会)は、第2条第1号及び第6号に規定する審査請求に係る事件以外の事案について、必要があると認めるときは、専門的事項に関し、学識経験者その他適当と認める者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(審議会の会議の公開)

第14条 審議会(第6条第1項の規定により置かれる部会又は第6条の2第1項の規定により置か

をもって構成する合議体を置くことができる。

## 2 略

(議事)

### 第7条 略

#### 2及び3 略

4 前2項の規定にかかわらず、感染症のまん延の防止の必要その他のやむを得ない事情があると会長が認めるときは、委員に議事(第2条第2号から第4号までの規定に係るものに限る。)に係る意見を求め、その半数以上から意見書の提出があった場合に限り、会長の決定をもって会議の議決に代えることができる。

#### 5及び6 略

(審議会の調査権限)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、処分庁等(柏市情報公開条例第11条第1項に規定する開示決定等(以下「情報開示決定等」という。))をした情報公開実施機関若しくは個人情報保護に関する法律第78条第1項第4号に規定する開示決定等、同法第94条第1項に規定する訂正決定等若しくは同法第102条第1項に規定する利用停止決定等(以下「個人情報開示等決定等」という。))をした個人情報保護実施機関又は柏市情報公開条例第6条第1項に規定する開示請求に係る不作為(当該開示請求に対し何らの処分をもしないことをいう。))に係る情報公開実施機関若しくは同法第127条に規定する開示請求等に係る不作為(当該開示請求等に対し何らの処分をもしないことをいう。))に係る個人情報保護実施機関をいう。以下同じ。)に対し、情報開示決定等に係る公文書(柏市情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。)又は個人情報開示等決定等に係る保有個人情報(同法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

#### 2から4まで 略

(意見の聴取等)

第13条 審議会(第6条第1項の規定により置かれる部会にその所掌事務を分掌させる場合にあつては、部会)は、第2条第1号及び第5号に規定する審査請求に係る事件以外の事案について、必要があると認めるときは、専門的事項に関し、学識経験者その他適当と認める者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(審議会の会議の公開)

第14条 審議会(第6条第1項の規定により置かれる部会又は第6条の2第1項の規定により置か

れる合議体に所掌事務を分掌させる場合にあつては、それぞれ部会又は合議体)は、その会議を公開するものとする。ただし、柏市情報公開条例第7条に規定する不開示情報が含まれる事項についての調査審議並びに第2条第1号及び第6号に規定する審査請求に係る事件の諮問についての調査審議を行う会議については、その全部又は一部を公開しないことができる。

れる合議体に所掌事務を分掌させる場合にあつては、それぞれ部会又は合議体)は、その会議を公開するものとする。ただし、柏市情報公開条例第7条に規定する不開示情報が含まれる事項についての調査審議並びに第2条第1号及び第5号に規定する審査請求に係る事件の諮問についての調査審議を行う会議については、その全部又は一部を公開しないことができる。





柏市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

柏市職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 5 日 提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

職員の定数を改めたいので提案する。

## 柏市条例第 号

### 柏市職員定数条例の一部を改正する条例

柏市職員定数条例（昭和29年柏市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表市長の事務部局の職員の項中「1,833」を「1,887」に改め、同表上下水道企業の事務部局の職員の項中「113」を「114」に改め、同表教育委員会の事務部局及び教育機関の職員の項中「280」を「282」に改め、同表消防職員の項中「450」を「456」に改め、同表合計の項中「2,720」を「2,783」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第4号資料

柏市職員定数条例の一部を改正する条例について

柏市職員定数条例（昭和29年柏市条例第4号）新旧対照表

改正前		改正後	
(定数) 第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。		(定数) 第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。	
区分	定数	区分	定数
市長の事務部局の職員	1,833人	市長の事務部局の職員	1,887人
上下水道企業の事務部局の職員	113	上下水道企業の事務部局の職員	114
議会の事務部局の職員から農業委員会の事務部局の職員まで 略		議会の事務部局の職員から農業委員会の事務部局の職員まで 略	
教育委員会の事務部局及び教育機関の職員	280	教育委員会の事務部局及び教育機関の職員	282
消防職員	450	消防職員	456
合計	2,720	合計	2,783



「工事の請負契約の締結について」の一部変更について

市議会令和3年第2回定例会において議決を経た「工事の請負契約の締結について」（議案第6号）の一部を次のとおり変更する。

令和 4 年 1 1 月 2 5 日 提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

（仮称）柏北部東地区新設小学校建設工事（校舎棟）建築工事の請負契約の契約金額を増額したいので提案する。

市議会令和3年第2回定例会において議決を経た「工事の請負契約の締結について」（議案第6号）の一部を次のとおり変更する。

契約金額の項中「3, 146, 000, 000円」を「3, 241, 696, 700円」に改める。

## 議案第 5 号資料

「工事の請負契約の締結について」の一部変更（（仮称）柏北部東地区新設小学校建設工事（校舎棟）建築工事）関係

### 変更の理由

契約の相手方から、急激なインフレーションに伴い建設資材価格等が高騰したことにより契約金額が著しく不適當となったことを理由として、建設工事請負契約書第 26 条第 6 項（インフレスライド条項）の規定に基づき契約金額の変更の請求があったため、契約金額を増額するもの





「工事の請負契約の締結について」の一部変更について

市議会令和3年第2回定例会において議決を経た「工事の請負契約の締結について」（議案第13号）の一部を次のとおり変更する。

令和 4 年 1 1 月 2 5 日 提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

（仮称）柏北部東地区新設小学校建設工事（体育館棟）建築工事の請負契約の契約金額を増額したいので提案する。

市議会令和3年第2回定例会において議決を経た「工事の請負契約の締結について」（議案第13号）（市議会令和3年第4回定例会において議決を経た「工事の請負契約の締結について」の一部変更について」（議案第14号）により契約金額を変更済）の一部を次のとおり変更する。

契約金額の項中「1,001,000,000円」を「1,027,977,500円」に改める。

## 議案第6号資料

「工事の請負契約の締結について」の一部変更（（仮称）柏北部東地区新設小学校建設工事（体育館棟）建築工事）関係

### 変更の理由

契約の相手方から、急激なインフレーションに伴い建設資材価格等が高騰したことにより契約金額が著しく不相当となったことを理由として、建設工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）の規定に基づき契約金額の変更の請求があったため、契約金額を増額するもの



指定管理者の指定について

柏市民文化会館及びアミューゼ柏の管理を行わせる指定管理者を次のとおり指定する。

令和 4 年 1 1 月 2 5 日 提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

柏市民文化会館及びアミューゼ柏の管理を指定管理者に行わせたいので提案する。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
柏市民文化会館及びアミューゼ柏
- 2 指定管理者となる団体  
A S T N 共同企業体  
構成員 東京都目黒区東山一丁目 5 番 4 号 K D X 中目黒ビル 6  
階  
(代表者) アクティオ株式会社  
代表取締役 淡 野 文 孝  
構成員 東京都港区芝四丁目 1 番 2 3 号  
株式会社シグマコミュニケーションズ  
代表取締役 村 上 雅 弘  
構成員 柏市北柏三丁目 5 番 1 号  
東葉ビル管理株式会社  
代表取締役 水 口 和 夫  
構成員 柏市高田 1 3 7 6 番地  
日本設備管理株式会社  
代表取締役 鈴 木 照 男
- 3 指定の期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

議案第7号資料

指定管理者の指定（柏市民文化会館及びアミューゼ柏）関係

選定の経過

- 1 募集要項配布期間 令和 4年 7月 1日から  
令和 4年 7月 8日まで
- 2 申請書受付期間 令和 4年 8月 12日から  
令和 4年 8月 26日まで
- 3 選定委員会（書類審査） 令和 4年 10月 21日  
（面接審査） 令和 4年 10月 21日

4 選定の結果

団体名	書類審査及び面接 審査 (600点満点)	結果
A S T N共同企業体	421点	候補者として選定

5 指定管理料（指定の期間中の総額）

候補者の提案額 1, 144, 738, 000円

（市の予定額 1, 146, 000, 000円）

- 6 選定の結果の通知 令和 4年 11月 7日





指定管理者の指定について

柏市立柏病院及び柏市立介護老人保健施設はみんぐの管理を行わせる指定管理者を次のとおり指定する。

令和 4 年 1 1 月 2 5 日 提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

柏市立柏病院及び柏市立介護老人保健施設はみんぐの管理を指定管理者に行わせたいので提案する。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
柏市立柏病院及び柏市立介護老人保健施設はみんぐ
- 2 指定管理者となる団体  
柏市布施 1 番地 3 柏市立柏病院内  
公益財団法人柏市医療公社  
代表理事 小 倉 孝 之
- 3 指定の期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

## 議案第 8 号資料

指定管理者の指定（柏市立柏病院及び柏市立介護老人保健施設はみんぐ）関係

### 選定の経過

- 1 募集要項配付日 令和 4 年 7 月 2 5 日
- 2 申請書受付期間 令和 4 年 8 月 2 2 日から  
令和 4 年 9 月 9 日まで
- 3 選定委員会（書類審査） 令和 4 年 1 0 月 5 日  
（面接審査） 令和 4 年 1 0 月 5 日
- 4 選定の結果

団体名	書類審査及び 面接審査 (600点満点)	結果
公益財団法人柏市医療公社	362点	候補者として選定

#### 5 公募によらずに選定した理由

公益財団法人柏市医療公社（以下「医療公社」という。）は、健全な病院運営を行うために、本市が100パーセント出資して設立した民間法人であり、柏市立柏病院（以下「病院」という。）については柏市医師会から運営を引き継いだ平成8年から現在に至るまで、柏市立介護老人保健施設はみんぐ（以下「はみんぐ」という。）については設立した平成10年から現在に至るまで、それぞれ継続して施設を運営している。

医療公社は、平成29年度から経営改善の取組を実施しており、病院における病床利用率の目標値は達成できていないものの、医師の招へいにより、小児医療における入院患者の受入体制の整備等の成果が出ている。

また、新型コロナウイルス感染症に対しても継続的に対応している。

さらに、今後病院の建替を予定していることから、建替後に新たな病院が開院し、一定期間が経過するまでは、継続性の観点から、同一の団体が運営することが適切であるため、医療公社に引

き続き管理を行わせることがこれらの施設の適切な管理運営に資すると判断した。

6 指定管理料（指定の期間中の総額）

(1) 病院

候補者の提案額 820,000,000円  
（市の予定額 820,000,000円）

(2) はみんぐ

候補者の提案額 2,100,000円  
（市の予定額 2,100,000円）

7 選定の結果の通知 令和 4年10月20日

指定管理者の指定について

老人福祉センターの管理を行わせる指定管理者を次のとおり指定する。

令和 4 年 1 1 月 2 5 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

柏寿荘の管理を指定管理者に行わせたいので提案する。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
柏寿荘
- 2 指定管理者となる団体  
柏市柏五丁目11番8号  
社会福祉法人柏市社会福祉協議会  
理事長 中 川 博
- 3 指定の期間  
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第9号資料

指定管理者の指定（老人福祉センター）関係

選定の経過

- 1 募集要項配布期間 令和 4年 7月19日から  
令和 4年 7月29日まで
- 2 申請書受付期間 令和 4年 8月22日から  
令和 4年 9月 2日まで
- 3 選定委員会（書類審査） 令和 4年10月12日  
（面接審査） 令和 4年10月12日
- 4 選定の結果

団体名	書類審査及び面接審査 (600点満点)	結果
社会福祉法人柏市社会福祉協議会	422点	候補者として選定
A	408点	

- 5 指定管理料（指定の期間中の総額）  
候補者の提案額 93,900,000円  
（市の予定額 93,900,000円）
- 6 選定の結果の通知 令和 4年10月21日





指定管理者の指定について

柏市市営駐車場の管理を行わせる指定管理者を次のとおり指定する。

令和 4年11月25日提出

柏市長 太田和美

提案理由

柏市市営駐車場の管理を指定管理者に行わせたいので提案する。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
柏市市営駐車場
- 2 指定管理者となる団体  
タイムズ24株式会社共同事業体  
構成員 東京都品川区西五反田二丁目20番4号  
(代表者) タイムズ24株式会社  
代表取締役 西川 光 一  
構成員 東京都品川区西五反田二丁目20番4号  
タイムズサービス株式会社  
代表取締役 金子 新 吾
- 3 指定の期間  
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第10号資料

指定管理者の指定（柏市市営駐車場）関係

選定の経過

- 1 募集要項配布期間 令和 4年 7月 4日から  
令和 4年 7月 11日まで
- 2 申請書受付期間 令和 4年 8月 1日から  
令和 4年 8月 26日まで
- 3 選定委員会（書類審査） 令和 4年 10月 7日  
（面接審査） 令和 4年 10月 27日
- 4 選定の結果

団体名	書類審査 (600点満点)	面接審査 (600点満点)	結果
タイムズ24 株式会社共同 事業体	420点	437点	候補者として選定
A	379点	406点	

- 5 指定管理料（指定の期間中の総額）

候補者の提案額 0円  
（市の予定額 0円）

- 6 選定の結果の通知 令和 4年 11月 7日



財産の取得について

災害等対応用備品の整備を図るため、次のとおり財産を取得する。

令和 4 年 1 1 月 2 5 日 提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

防災非常用蓄電池及びソーラーパネルを取得したいので提案する。

1 取得する財産

次に掲げる災害等対応用備品

(1) 防災非常用蓄電池 386台

(2) ソーラーパネル 386台

2 契約の方法

制限付一般競争入札

3 取得価格

25,739,252円

4 契約の相手方

東京都渋谷区笹塚三丁目33番4号

株式会社ヨコモリ電池屋コーポレーション

代表取締役 横 森 英 俊

議案第 1 1 号資料

財産（防災非常用蓄電池及びソーラーパネル）取得関係

契約の経過

件名 防災非常用蓄電池及びソーラーパネル

- |   |          |    |    |    |       |
|---|----------|----|----|----|-------|
| 1 | 公告       | 令和 | 4年 | 9月 | 7日    |
| 2 | 申請期間     | 令和 | 4年 | 9月 | 8日から  |
|   |          | 令和 | 4年 | 9月 | 14日まで |
| 3 | 資格確認通知   | 令和 | 4年 | 9月 | 15日   |
| 4 | 仕様書等閲覧期間 | 令和 | 4年 | 9月 | 7日から  |
|   |          | 令和 | 4年 | 9月 | 25日まで |
| 5 | 開札       | 令和 | 4年 | 9月 | 26日   |
| 6 | 入札の状況    |    |    |    |       |

(単位 円)

入札業者名	入札	第 1 回	結果
(株)ヨコモリ電池屋コーポレーション		<u>23,399,320</u>	落札
(株)サイボウ		24,163,600	
(有)コンドウ防災		49,794,000	
福井電機(株)		辞退	
(株)廣瀬商会		辞退	
(株)リフコム		辞退	
(株)ミヨシ		辞退	

契約金額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額とする。

- |   |     |    |    |     |    |
|---|-----|----|----|-----|----|
| 7 | 仮契約 | 令和 | 4年 | 10月 | 3日 |
|---|-----|----|----|-----|----|

財産取得入札参加業者調書

調査事項	業者名	(株)ヨコモリ電池屋コーポレーション	(株)サイボウ
代表者氏名		横 森 英 俊	結 城 剛
本店の所在地		東京都渋谷区笹塚三丁目 33番4号	埼玉県さいたま市見沼区 卸町二丁目6番15号
売上高		1,100,565千円	6,063,768千円
販売の経験年数		10年	5年
資本金		50,000千円	50,000千円
主な実績		リチウムイオン式ポータブル（可搬式）蓄電池 [東京都中野区]	防災非常用電源設備 [柏市]



(有)コンドウ防災
近藤正也
柏市新富町二丁目6番6 1号
88,060千円
21年
3,000千円
公設市場管理用蓄電池他 [柏市]



財産の取得について

モバイルワーク用情報機器の整備のため、次のとおり財産を取得する。

令和 4年11月25日提出

柏市長 太田和美

提案理由

モバイルワーク用パソコンを取得したいので提案する。

- 1 取得する財産  
モバイルワーク用パソコン 105台
- 2 契約の方法  
制限付一般競争入札
- 3 取得価格  
14,969,350円
- 4 契約の相手方  
柏市東上町2番28号  
日興通信株式会社 柏支店  
支店長 水迫孝紀

議案第12号資料

財産（モバイルワーク用パソコン）取得関係

契約の経過

件名 モバイルワーク用パソコン

- 1 公告 令和 4年10月 5日
- 2 申請期間 令和 4年10月 6日から  
令和 4年10月13日まで
- 3 資格確認通知 令和 4年10月14日
- 4 仕様書等閲覧期間 令和 4年10月 5日から  
令和 4年10月20日まで
- 5 開札 令和 4年10月21日
- 6 入札の状況

(単位 円)

入札業者名	入札 第1回	結果
日興通信(株)	<u>13,608,500</u>	落札
NECフィールドディング(株)	22,648,870	
広文堂NEW・DX(株)	27,195,000	
(株)ミツワ堂	27,720,000	
(株)エフコムマーケティング	28,800,000	
(株)中松商会	辞退	
(株)日本ビジネス開発	辞退	
コムコ(株)	未入札	
(株)加藤商店	未入札	

契約金額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額とする。

- 7 仮契約 令和 4年10月28日

財産取得入札参加業者調書

調査事項	業者名	日興通信(株)	N E C フィールディング(株)
代表者氏名		鈴木 範 夫	鈴木 浩
本店の所在地		東京都世田谷区桜丘一丁目2番22号	東京都港区三田一丁目4番28号
売上高		17,700,000千円	159,071,000千円
販売の経験年数		33年	22年
資本金		496,000千円	9,670,100千円
主な実績		小中学校タブレット型端末 [我孫子市]	教員用端末 (中学校) [船橋市]

広文堂NEW・DX 株	(株)ミツワ堂	(株)エフコムマーケティング
町田 広二郎	畔 高 弘 樹	木 村 清 孝
流山市松ヶ丘一丁目46 2番地の90	柏市柏931番地の12	東京都千代田区岩本町二 丁目3番3号
2,440,532千円	950,000千円	1,613,162千円
25年	15年	40年
30,000千円	10,000千円	80,000千円
令和2年度流山市立小中 学校校務用パソコン（そ の1）〔流山市〕	業務用パソコン購入及び 設定〔社会福祉法人柏市 社会福祉協議会〕	平成30年度行政情報サ ービス用パーソナルコン ピュータ〔農林水産省〕





財産の取得について

柏市立柏高等学校の情報機器の整備のため、次のとおり財産を取得する。

令和 4年11月25日提出

柏市長 太田和美

提案理由

柏市立柏高等学校生徒用・教職員用タブレット端末等を取得したいので提案する。

1 取得する財産

次に掲げる柏市立柏高等学校情報機器

(1) 生徒用タブレット端末 (C h r o m e b o o k) 9 0 0  
台

(2) 教職員用タブレット端末 (C h r o m e b o o k) 1 0  
0 台

(3) タブレット P C 充電保管庫 3 1 台

2 契約の方法

制限付一般競争入札

3 取得価格

9 1 , 2 7 8 , 0 0 0 円

4 契約の相手方

千葉県稲毛区轟町四丁目 8 番 1 9 号

富士電機 I T ソリューション株式会社 千葉支店

支店長 福 永 志 保

議案第13号資料

財産（柏市立柏高等学校生徒用・教職員用タブレット端末等）取得関係

契約の経過

件名 柏市立柏高等学校生徒用・教職員用タブレット端末等

- |   |          |    |       |       |
|---|----------|----|-------|-------|
| 1 | 公告       | 令和 | 4年10月 | 5日    |
| 2 | 申請期間     | 令和 | 4年10月 | 6日から  |
|   |          | 令和 | 4年10月 | 13日まで |
| 3 | 資格確認通知   | 令和 | 4年10月 | 14日   |
| 4 | 仕様書等閲覧期間 | 令和 | 4年10月 | 5日から  |
|   |          | 令和 | 4年10月 | 20日まで |
| 5 | 開札       | 令和 | 4年10月 | 21日   |
| 6 | 入札の状況    |    |       |       |

（単位 千円）

入札業者名	入札	結果
	第1回	
富士電機ITソリューション(株)	<u>82,980</u>	落札

契約金額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額とする。

- |   |     |    |       |     |
|---|-----|----|-------|-----|
| 7 | 仮契約 | 令和 | 4年10月 | 27日 |
|---|-----|----|-------|-----|

財産取得入札参加業者調書

調査事項	業者名 富士電機 I T ソリ ーション(株)
代表者氏名	及 川 弘
本店の所在地	東京都千代田区外神田六 丁目15番12号
売上高	61,123,092千円
販売の経験年数	18年
資本金	1,000,000千円
主な実績	長生村立小中学校G I G Aスクール構想タブレッ ト端末 [長生村]

和解について

次のとおり和解をする。

令和 4年11月25日提出

柏市長 太田和美

提案理由

市営住宅の滞納家賃の支払等に係る和解をしたいので提案する。

1 和解の相手方

柏市在住 A

2 和解の内容

(1) 本市と相手方との間で締結した3の建物の建物賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）につき、相手方は、本市に対し、滞納家賃金350,400円（和解の期日までに相手方の支払の状況によって滞納家賃の金額が減額となったときは、その減額後の額）の支払義務のあることを認め、次のとおり分割して支払う。ただし、和解の期日までに相手方の支払の状況によって滞納家賃の金額が減額となった場合であって、アに規定する期間に滞納家賃の支払が完了するときは、当該期間及びイに規定する期日を変更する。

ア 和解の期日の属する月から当該日から起算して5年3か月を経過した日の属する月まで、毎月末日限り、金5,000円ずつ

イ 和解の期日から起算して5年4か月を経過した日の属する月の末日限り、既払金を控除した残額

(2) 相手方は、本市に対し、前号のとおり滞納家賃を支払うほか、本件賃貸借契約に基づき、毎月末日限り、当月分の家賃を支払う。

(3) 相手方は、本市に対し、前2号の金員を、本市が作成する納付書とともに柏市役所又は本市が指定する金融機関の窓口を持参する方法等により支払う。

(4) 相手方が、第1号アの金額の支払を5回以上怠り、かつ、その額が金25,000円に達したときは、相手方は、当然に期限の利益を失い、本市に対し、同号の滞納家賃の金額から既払金を控除した残額を一括して直ちに支払う。

(5) 次に掲げる場合、本件賃貸借契約は当然に解除となり、相手方は、本市に対し、直ちに3の建物を明け渡す。

ア 相手方が第1号アの金額の支払を5回以上怠り、かつ、その額が金25,000円に達したとき。

イ 相手方が第2号の家賃の支払を3回以上怠り、かつ、その額が3か月分に達したとき。

(6) 前号の場合，相手方は，3の建物の明渡し後，当該建物内に残置した一切の動産の所有権を放棄し，本市がどのように処分しようとも異議を述べない。残置した動産について第三者と紛争が生じた場合，相手方の責任で対処するとともに，残置した動産の撤去に要する費用は，相手方の負担とする。

(7) 第5号により本件賃貸借契約が当然に解除となったときは，相手方は，本市に対し，本件賃貸借契約の解除の日の翌日から3の建物の明渡しの日まで，近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の割合による金員を支払う。

(8) 本件賃貸借契約の締結時に差し入れられた敷金は，3の建物の明渡し後，原状回復に要する費用及び滞納家賃に充当し，当該敷金に残余額が発生した場合，相手方に返還する。

なお，敷金充当後に原状回復に要する費用及び滞納家賃に残余額がある場合，相手方の負担とする。

(9) 本市と相手方は，本件に関し，この和解条項に定めるほか，何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(10) 和解費用は，各自の負担とする。

### 3 明渡しの請求の対象となる建物

柏市新逆井二丁目7番市営住宅逆井団地の1室





## 議案第 1 4 号資料

### 和解関係

#### 1 和解の概要及び理由

- (1) 本市の市営住宅である柏市新逆井二丁目 7 番市営住宅逆井団地の 1 室の建物（以下「本件建物」という。）について、相手方が、長期にわたり家賃を滞納していた。
- (2) 本市は、相手方と交渉し、滞納家賃の支払及び当該支払がなされない場合の本件建物の明渡し等について、和解の内容のとおり合意したため、和解をするもの

#### 2 事件の概要

- (1) 本市は、平成 2 7 年 1 月、相手方に対し、柏市営住宅条例第 8 条第 2 項の規定により本件建物に係る入居者の決定をし、同年 2 月、本件建物を引き渡した。
- (2) 相手方は令和 3 年 2 月分から令和 4 年 7 月分までの家賃のうち金 3 5 0 , 4 0 0 円を滞納していたため、本市は、相手方と滞納家賃の支払及び本件建物の明渡し等について交渉を重ねた。
- (3) 相手方は滞納家賃を一括して支払うことが困難であることから分割での支払を求めたため、和解の内容のとおり合意した。



和解について

次のとおり和解をする。

令和 4 年 1 1 月 2 5 日 提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

令和4年9月5日に訴えを提起した東京簡易裁判所令和4年（ハ）第36390号差押債権取立請求事件について、和解をしたいので提案する。

1 和解に係る事件名

東京簡易裁判所令和4年（ハ）第36390号差押債権取立請求事件

2 和解の相手方

(1) 東京都中央区銀座一丁目9番6号

株式会社インターパートナーズ

代表取締役 神田 宗豪

(2) 柏市在住 A

3 和解の内容

(1) 相手方株式会社インターパートナーズ（以下「相手方法人」という。）は、本市に対し、本市が平成28年7月7日付け債権差押通知書をもって行った差押えにより取得した取立権に基づく金銭（以下「取立額1」という。）に係る債務として、金1,333,749円（和解の期日までに相手方法人の支払の状況、延滞金の加算及び遅延損害金の加算によって取立額1が増額又は減額となったときは、その増額又は減額後の額）の支払義務を負っていることを確認する。

(2) 相手方法人は、本市に対し、本市が令和3年1月21日付け債権差押通知書をもって行った差押えにより取得した取立権に基づく金銭（以下「取立額2」という。）に係る債務として、金1,366,900円（和解の期日までに相手方法人の支払の状況、延滞金の加算及び遅延損害金の加算によって取立額2が増額又は減額となったときは、その増額又は減額後の額）の支払義務を負っていることを確認する。

(3) 相手方法人は、本市に対し、第1号及び前号の金員の合計金2,700,649円（和解の期日までに相手方法人の支払の状況、延滞金の加算及び遅延損害金の加算によって取立額1又は取立額2が増額又は減額となったときは、その増額又は減額後の額）を次のとおり分割して、本市が作成する納付書により支払う。ただし、和解の期日までに相手方法人の支払の状況によって取立額1又は取立額2が減額となった場合であって、イに規定する期間に支払が完了するときは、当該期間及びウに規定する期日を変更する。

ア 令和4年12月末日限り，金1,000,000円

イ 令和5年1月から令和6年9月まで，毎月末日限り，金80,000円ずつ

ウ 令和6年10月末日限り，既払金を控除した残額

- (4) 相手方法人が前号の分割金の支払を2回以上怠り，かつ，その額が金160,000円に達したときは，当然に期限の利益を失い，相手方法人は，本市に対し，第1号及び第2号の金員の合計金額から既払金を控除した残金及びそのときの取立額1及び取立額2の元金の残金に対する和解の期日の翌日から支払済まで年5パーセントの割合による遅延損害金を直ちに支払う。
- (5) 本市は，その余の請求を放棄する。
- (6) 本市と相手方法人は，本件に関し，この和解条項に定めるほか，何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (7) 訴訟費用及び和解費用は，各自の負担とする。



## 議案第 15 号資料

### 和解関係

#### 1 和解の概要及び理由

- (1) 本市は、納期限を経過した市民税、県民税、固定資産税及び都市計画税（以下「市民税等」という。）の滞納者である相手方 A が相手方法人に対して有する給与等の支払請求権を差し押さえ、当該支払請求権につき取立権を取得した。
- (2) 本市は、相手方法人に対し、未払の当該差押えによる取立権に基づく金銭及び当該金銭に係る遅延損害金の支払を求める訴えを提起した。
- (3) 本市は、相手方法人と交渉し、当該差押えによる取立権に基づく金銭及び当該金銭に係る遅延損害金に、当該差押え以後に本市が相手方法人に対して行った給与等の支払請求権の差押えによる取立権に基づく金銭及び当該金銭に係る遅延損害金を加えた額の支払について、和解の内容のとおり合意したため、和解をするもの

#### 2 事件の概要

- (1) 本市は、相手方 A に関し、納期限を経過した市民税等を徴収するため、平成 28 年 7 月 7 日付け債権差押通知書をもって、相手方 A が相手方法人に対して有する同月以後に支給される給与等の支払請求権の差押え（以下「本件差押え 1」という。）をし、当該通知書は同月 8 日に相手方法人に送達された。
- (2) 相手方法人は、平成 28 年 8 月及び平成 30 年 7 月に本件差押え 1 による取立権に基づく金銭のうち金 330,000 円を本市に支払ったものの、残金については支払に応じなかった。
- (3) 本市は、相手方 A に関し、本件差押え 1 以後に生じた納期限を経過した市民税等を徴収するため、令和 3 年 1 月 21 日付け債権差押通知書をもって、相手方 A が相手方法人に対して有する同年 2 月以後に支給される給与等の支払請求権の差押え（以下「本件差押え 2」という。）をし、当該通知書は同

年1月22日に相手方法人に送達された。

- (4) 相手方法人は、令和3年9月から令和4年3月までの間に、本件差押え1による取立権に基づく金銭のうち金560,000円を本市に支払ったものの、その残金及び本件差押え2による取立権に基づく金銭については支払に応じなかった。
- (5) 本市は、令和4年9月5日に、専決処分により、本件差押え1による取立権に基づく金銭及び当該金銭に係る遅延損害金の支払を求める訴えを提起した。
- (6) 本市は、口頭弁論及び法廷外において相手方法人と交渉を重ね、本件差押え1による取立権に基づく金銭及び当該金銭に係る遅延損害金並びに本件差押え2による取立権に基づく金銭及び当該金銭に係る遅延損害金の支払について、和解の内容のとおり合意した。



和解について

次のとおり和解する。

令和 4 年 1 1 月 2 5 日 提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

平成 31 年 1 月 31 日にあっせんの申立てを行った原子力損害賠償紛争解決センター平成 31 年（東）第 82 号事件について、和解をしたいので提案する。

1 和解に係る事件名

原子力損害賠償紛争解決センター平成31年（東）第82号事件

2 和解の相手方

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智 明

3 和解の内容

(1) 相手方は、本市に対し、和解金として金7,800,000円の支払義務があることを認める。

(2) 相手方は、本市に対し、前号の金員を、本市が署名（又は記名）押印した和解契約書の原本を相手方が受領した日の翌日から14日以内に、本市が指定する口座に振り込む方法により支払う。

なお、振込手数料は相手方の負担とする。

(3) 本市及び相手方は、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、本市が相手方に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、本市は相手方に対して別途請求しない。

(4) 手続費用は、各自の負担とする。

## 議案第16号資料

### 和解関係

#### 1 和解の概要及び理由

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所の事故（以下「本件事故」という。）により本市が受けた損害の賠償について、本市の申立てによる原子力損害賠償紛争解決センター（以下「ADRセンター」という。）の仲介により、和解の内容のとおり相手方と合意したため、和解をするもの

#### 2 事件の概要

- (1) 本件事故により、大気中に放出された放射性物質が本市内に降下し、沈着したため、本市は、放射線対策業務の実施を余儀なくされ、その費用に係る損害を被った。
- (2) 本市は、前号の損害のうち、金85,838,022円（平成26年度から平成28年度までの人件費金59,791,789円及び平成25年度から平成28年度までの行政経費金26,046,233円の合計額）並びにこれに係る遅延損害金の支払を求め、市議会平成30年第4回定例会における議決を経て、平成31年1月31日にADRセンターに和解仲介手続を申し立てた。
- (3) ADRセンターにおける和解仲介手続中に、本市が相手方から金11,187,618円の支払を受けたことにより、当該金員を控除した金74,650,404円について、審理が継続していた。
- (4) ADRセンターから和解案が提示され、本市及び相手方は、当該損害に係る賠償金の支払について、和解の内容のとおり合意した。